

社会教育関係団体の活動報告について

1. 登録団体の要件について

- (1) 中央公民館を主たる活動の場としていること
- (2) 計画的かつ継続的に活動していること
- (3) 活動実績が概ね1年あること
- (4) 規約または会則があること
- (5) 自己財源があり、運営が確実になされていること
- (6) 会員の構成は、市内に居住・市内に通勤・市内に通学する者が合わせて半数以上いること

2. 活動報告で提出していただく書類について

- ・ 船橋市社会教育関係団体登録情報報告書

※変更があった場合のみ以下の書類を提出

- ①規約又は会則
- ②予約システム使用登録更新等申請書

3. ホームページからの様式のダウンロードについて

船橋市ホームページにて、

- ・生涯学習・文化・スポーツ>生涯学習>船橋市社会教育関係団体を選ぶ。
- ・もしくは、ホームページ内の「キーワードで検索する」で、「社会教育関係団体」と入力し、検索を行う。

「添付書類」という表題の下にダウンロードできる登録申請書関係のワード文書が張り付けられています。

※中央公民館のホームページからも取り出すことができます。

4. 千葉県生涯学習情報提供システムへの社会教育関係団体情報の掲載について

令和6年度より千葉県生涯学習情報提供システム（ちばりすネット plus+）への掲載を開始しておりますが、新たに掲載を希望される場合や、変更を希望される場合は中央公民館までお問い合わせください。

5. 書類の作成等に関する問い合わせについて

中央公民館へ電子メール (k-chuo@city.funabashi.lg.jp)、お電話 (047-434-5551) でお問い合わせください。 担当：猪瀬

6. 活動報告書の提出期限について

- (1) 提出期限 : 令和8年6月5日(金)まで
- (2) 提出方法 : 船橋商工会議所会館2階 中央公民館仮事務所の窓口、
(午前9時～午後5時※日曜日を除く)
郵送、電子メールでの提出も可